

～ 福井市からのお知らせ ～  
令和 7 年 4 月 1 日から  
建築確認申請等の手数料が変わります。

建築確認申請・検査関係手数料を次表のとおり改定します。

(単位：円)

建築物の申請床面積 < 建築設備、工作物 >	確認申請 計画通知		中間検査申請 特定工程終了通知	完了検査申請 工事完了通知		中間検査等を受けた場合
	(特例あり)	(特例なし)	(特例なし)	(特例あり)	(特例なし)	(特例なし)
A 30㎡	8,000	12,000	19,000	18,000	27,000	25,000
30㎡ < A 100㎡	13,000	20,000	23,000	21,000	31,000	29,000
100㎡ < A 200㎡	20,000	30,000	31,000	27,000	40,000	37,000
200㎡ < A 300㎡	-	35,000	35,000	-	45,000	42,000
300㎡ < A 500㎡	-	43,000	39,000	-	47,000	44,000
500㎡ < A 1,000㎡	-	48,000	50,000	-	55,000	53,000
1,000㎡ < A 2,000㎡	-	68,000	67,000	-	75,000	69,000
2,000㎡ < A 10,000㎡	-	199,000	146,000	-	169,000	155,000
10,000㎡ < A 50,000㎡	-	327,000	227,000	-	264,000	247,000
50,000㎡ < A	-	583,000	416,000	-	468,000	452,000
建築設備	-	12,000	25,000	-	26,000	25,000
建築設備 (計画変更)	-	7,000	-	-	-	-
工作物	-	10,000	14,000	-	14,000	14,000
工作物 (計画変更)	-	6,000	-	-	-	-

建築確認申請・検査関係手数料は棟毎に算定します。

仕様規定により省エネ適合を評価する場合(仕様基準)は、上記手数料に省エネ手数料が加算されます。( 1 )

1 省エネ適合判定等手数料一覧を参照してください。

移転、大規模修繕又は模様替、用途変更の手数料

その床面積の 1 / 2 で算定します。

計画変更の手数料

変更に係る床面積の 1 / 2 で算定します。

中間検査関係の手数料

検査を行う部分の床面積の合計で算定します。

【お問い合わせ先】

福井市建築指導課 TEL: 0776-20-5574 E-mail: sidou@city.fukui.lg.jp